

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 コンプライアンス規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 住吉隣保事業推進協会（以下、「この法人」という。）におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役職員は、法令等(法人の定款、倫理規程、その他規程等を含む)遵守し、事業活動の業務遂行に際してコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンス担当責任者の設置)

第3条 この法人におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、コンプライアンス担当責任者を設置する。

2. コンプライアンス担当責任者は、常勤理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

(適用範囲)

第4条 この規程は下記に該当する役職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 正職員
- (5) 非常勤職員

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当責任者に報告する。

2. コンプライアンス担当責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、必要な対応を行って、再発防止策を講じなければならない。
3. 個人に関する根拠のない誹謗中傷、不正目的の通報等については、前項は適用しない。
4. コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス違反行為に対する調査結果、対応及び再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。ただし、公益通報者の名前又はその特定が可能となる事項を除くものとする。

(コンプライアンスのための教育)

第6条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第7条 役職員が、報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、理事会の決議を受けて理事長がこれを行う。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2020年3月2日から施行する。